

ひと
女と男

男女が共に生きるメッセージ

パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

小都市男女共同参画推進条例 一人ひとりが認め合い、いきいきと輝くまちをめざして

市では、平成20年4月に男女共同参画推進条例を施行し、男女の権利が尊重され、自分らしくいきいきと生活できるまちづくりに取り組んでいます。今回は、この条例に掲げられている6つの考え方を紹介します。

◆小都市男女共同参画推進条例の基本理念◆

1



男女の人権の尊重

性別にかかわらず、誰もが人権を尊重されなければなりません。

2



社会の制度や慣習についての配慮

男性も女性も、みんなが自分の意思で、活動を選択できるように配慮が必要です。

3



政策等の立案・決定への参画

政策や企業の方針を決定する際に、男女それぞれの意見を取り入れましょう。

4



家庭生活と他の活動の両立

全ての人が、仕事や家庭活動、地域の活動などを、バランスよく選択する権利があります。

5



性と生殖に関し健康的な生活を営む権利の尊重

それぞれの性特有の健康問題などを理解し合い、健康的に過ごすことが大切です。

6



国際的協調

男女共同参画に向けた取り組みは、世界中で広く行われています。

第2次小都市男女共同参画計画が完成しました

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むうえで、平成26年度から平成35年度までの指針となるものです。市ホームページや市役所、図書館に計画書を設置します。ぜひご覧ください。

また、後日、計画の概要版を各世帯に配布します。



おごおり女性ホットライン
配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？
ひとりで悩まずに相談してください。

☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。